

令和8年分各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや基礎控除の引上げなどの改正が行われていますので、ご注意ください。

1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

年齢16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がいる場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合などには、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする居住者である年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下1において同じです。）及び一定の要件を満たす非居住者のうち、合計所得金額が62万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が136万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

（注1） 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の人をいいます。

（注2） 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の人をいいます。

② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 （本人 同一生計配偶者 扶養親族）	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
	勤労学生控除（本人のみ）	27万円

（注1） 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が62万円以下の人をいいます。

（注2） 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が62万円以下の人をいいます。

（注3） 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が89万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が163万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類		控除額
寡婦控除		27万円
ひとり親控除		35万円

（注1）「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

（注2）「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が62万円以下の子に限り、）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます。

2 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が62万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

（注） 老人控除対象配偶者とは、年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の人をいいます。

② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が62万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

3 特定親族特別控除申告書を提出して受けられる控除

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が62万円超123万円以下の人（特定親族）を有する場合には、特定親族特別控除を受けられる場合がありますので、特定親族特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。控除額は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円となります。

4 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 各種保険料控除

控除の種類		控除額		
社会保険料控除		支払った保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除		支払った掛金の全額		
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約 ^(注1)	新契約 ^(注2)	両方がある場合 ^(注2)
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5万円		
	両方がある場合	最高5万円		

（注1） 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

（注2） 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は最高6万円となります。

5 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

6 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 基礎控除

あなたの合計所得金額		控除額
489万円以下		104万円
489万円超	655万円以下	67万円
655万円超	2,350万円以下	62万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

（注） 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

7 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

令和8年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや基礎控除の引上げなどの改正が行われていますので、ご注意ください。

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

《年末調整に係る申告書の記載事項チェック表》

令和8年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

扶養控除等申告書 【記載例】 	配偶者控除等申告書 【記載例】 
☐ 控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上（平成 23 年 1 月 1 日以前生）の扶養親族ですか。 ☐ 老人扶養親族は、年齢 70 歳以上（昭和 32 年 1 月 1 日以前生）ですか。 ☐ その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。 ☐ 特定扶養親族は、年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生）ですか。 ☐ 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。 ☐ 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢 16 歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ 62 万円以下ですか。 ☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった場合（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合を含みます。）に、その異動内容の記載漏れはないですか。	☐ あなたの合計所得金額は 1,000 万円以下ですか。 ☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。 ☐ 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。 ☐ 老人控除対象配偶者は、年齢 70 歳以上（昭和 32 年 1 月 1 日以前生）ですか。 ☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しくされていますか。 ☐ 障害者に該当する（人がある）場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢 16 歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。 ☐ 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。 ☐ 住民税に関する事項に、年齢 16 歳未満（平成 23 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族を記載していますか。 ☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38 万円送金関係書類」）を添付していますか（提示でも可）。	特定親族特別控除申告書 【記載例】  ☐ 特定親族は、年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生）で、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下ですか。 ☐ 特定親族の収入が給与所得の場合に、特定親族の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。 ☐ 特定親族の合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
基礎控除申告書 【記載例】  ☐ 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。 ☐ 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。 ☐ あなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。※昨年分と金額が異なります。	保険料控除申告書 【記載例】  ☐ 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。 ☐ 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか（一般の生命保険料の控除額は、年齢 23 歳未満の扶養親族の有無に応じて正しく計算されていますか。）。 ☐ 「年齢 23 歳未満の扶養親族」欄に記載した者は、年齢 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日以後生）で、合計所得金額が 62 万円以下ですか。 ※ 年齢 23 歳未満の扶養親族が複数いる場合は、いずれか一人を「年齢 23 歳未満の扶養親族」欄に記載します。
所得金額調整控除申告書 【記載例】  ☐ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は 850 万円を超えていますか。 ☐ 「扶養親族が年齢 23 歳未満（平 16.1.2 以後生）」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、年齢 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日以後生）で、合計所得金額が 62 万円以下ですか。 ※ 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの要件にチェックを付けます（いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません。）。 また、1 つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。	☐ 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。 ☐ 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。 ☐ 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。 ☐ 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。 ☐ 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の途中で、

- 1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。
- 4 扶養親族等の所得要件の改正及び給与所得控除額の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなったとき。

各種申告書の記載例

○ 令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名） 税務署長 〇〇市△△町3-3	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	あなたの生年月日 58年1月1日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。
2	源泉控除対象配偶者 （注） （平23.1.1以後） 山 川 明 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 あなたの個人番号 21213131414151516161717 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 あなたの個人番号 21213131414151516161717 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 58年10月5日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。
3	源泉控除対象親族 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 あなたの個人番号 61617171818191910101111 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 あなたの個人番号 61617171818191910101111 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 17年2月4日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。
4	障害者、高齢者、ひとり親、又は勤労学生 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 あなたの個人番号 61617171818191910101111 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 一 郎 あなたの個人番号 61617171818191910101111 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 17年2月4日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。

1 氏名、住所などの記入

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名） 税務署長 〇〇市△△町3-3	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 太 郎 あなたの個人番号 111223344556677	あなたの生年月日 58年1月1日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

令和8年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	源泉控除対象配偶者 （注） （平23.1.1以後） 山 川 明 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 あなたの個人番号 21213131414151516161717 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	（フリガナ） あなた（氏名） 山 川 明 子 あなたの個人番号 21213131414151516161717 （注） （平23.1.1以後） 山 川 一 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 春 子 （注） （平23.1.1以後） 山 川 二 郎 （注） （平23.1.1以後） 山 川 隆 雄	あなたの生年月日 58年10月5日 あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の氏名 山 川 太 郎 あなたの配偶者の個人番号 本人 配偶者の有無 ○・無	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 （令和8年中に異動があった場合に記載してください） 〇〇市××町23-7	扶 養 親 族 の 注 意 事 項 （注） 扶養親族等（注1） の所得の見積額 500,000円 生計を一にする事実 非居住者である親族（注1） 生計を一にする事実 扶養する場合は欄に印を付けてください。

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与と所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

- ①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人（控除対象扶養親族）
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人）
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成9年1月2日から平成23年1

- 月1日までの間に生まれた人）
（ロ） 年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。
②あなたと生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）で令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下の人

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年 1 月 2 日～平成20年 1 月 1 日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人の令和 8 年中の合計所得金額の見積額が **62 万円以下** であるとき ⇒「特定扶養親族」
- ② その人の令和 8 年中の合計所得金額の見積額が **62 万円超 100 万円以下** であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送

金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和 8 年〇月〇日 結婚」
- 2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等を有することとなった場合
⇒「令和 8 年 12 月 1 日 改正」

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,740,000円		1,000,000円
1,690,000円		950,000円
1,360,000円		620,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,220,000円	620,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,720,000円	620,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。									
	区分	本人	同一生計配偶者	扶養親族	その他	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください)	異動月日及び事由			
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	一般の障害者			1		山川隆雄 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成29年4月11日交付				
	特別障害者									
同居特別障害者										

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和 8 年中の合計所得金額の見積額が **62 万円以下** の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、源泉控除対象親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載額を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)	1	山川三郎	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	0	子	25	7	5	〇〇市××町	23	7	2	〇円	異動月日及び事由	※「令和 8 年中の所得の見積額」欄には、退職所得等も記載します。
	2																							
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	1	山川三郎																						

- ※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

- 2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。
- 3 「住民税に関する事項」欄について、ご不明点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和 9 年 3 月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 8 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）、扶養親族又は特定親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には「留学」（留学により国内に住所及び居所を

有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和 8 年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金関係書類を令和 9 年 3 月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和 8 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和 8 年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和 8 年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が **62 万円以下** である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除く令和 8 年中の合計所得金額の見積額が **62 万円以下** となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

○ 令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書									
1	所轄税務署長 〇〇〇〇株式会社 給与の支払者の 法人番号 111223344556677 給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ あなたの氏名 山 川 太 郎 あなたの住所 又は居所 〇〇市××町23-7	記録のしかたはこちら 基・配・特・所						
2	◆給与所得者の基礎控除申告書◆ ○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 8,970,000 6,973,000 (2) 給与所得以外の所得の合計額 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 6,973,000 ○控除額の計算 480万円以下 104万円 480万円超 655万円以下 (A) 67万円 655万円超 900万円以下 (B) 62万円 900万円超 950万円以下 (C) 62万円 950万円超 1,000万円以下 (C) 62万円 1,000万円超 2,350万円以下 48万円 2,350万円超 2,400万円以下 32万円 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 基礎控除の額 620,000 ※「区分1」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。		◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆ ○配偶者の氏名等 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ 配偶者の生年月日 昭和58年10月5日 あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 東京都 生計を一にする事実 山 川 明 子 ○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 1,240,000 500,000 (2) 給与所得以外の所得の合計額 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 500,000 ○控除額の計算 配偶者の基礎控除の額 380,000 配偶者特別控除の額 配偶者特別控除の額 380,000 ※「配偶者特別控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「配偶者特別控除の額」の表を参考に記載してください。		3				
4	◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆ ○特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、裏面の3-1の1)をご確認ください。 (フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 特定親族の生年月日 平成18年3月3日 あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 東京都 生計を一にする事実 山 川 春 子 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 1,000,000 特定親族特別控除の額 410,000 ○控除額の計算 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 62万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超125万円以下 控除額 63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円								
5	◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。 あなた自身が特別障害者 ^(※1) (右の★欄のみを記載) 同一年計配偶者 ^(※2) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) 扶養親族 ^(※3) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) 扶養親族が年齢23歳未満(平成16.12以後生) (右の★欄のみを記載) ※1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。 ※2 「特別障害者」、「同一年計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の(4)をご確認ください。		(フリガナ) 同一年計配偶者又は扶養親族の氏名 ヤマカワ ジロウ あなたと扶養親族の住所又は居所が異なる場合の扶養親族の住所又は居所 東京都 生計を一にする事実 山 川 二 郎 あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7 特別障害者に該当する事実 扶養親族等に該当する事実 扶養親族等申告書のとおり						

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長 〇〇〇〇株式会社 給与の支払者の 法人番号 111223344556677 給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ あなたの氏名 山 川 太 郎 あなたの住所 又は居所 〇〇市××町23-7
---	---	--

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

① ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除後の金額を記載してください。

判定	収入金額	所得金額
判	☐ 489万円以下	104万円
	☐ 489万円超 655万円以下 (A)	67万円
	☒ 655万円超 900万円以下	
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	62万円
定	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

② 基礎控除の額 620,000 円

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶ ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和8年中の給与の収入金額（給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページはこちらから

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1 円以上 740,999 円以下		0 円	
741,000 円以上 2,190,999 円以下		A - 740,000 円	
2,191,000 円以上 2,192,999 円以下		1,451,000 円	
2,193,000 円以上 2,195,999 円以下		1,453,000 円	
2,196,000 円以上 2,199,999 円以上		1,456,000 円	
2,200,000 円以上 3,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) 円	
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) 円	
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下		A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上		A - 1,950,000 円	
8,500,000 円以上		A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除	

(注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

- ① (給与の収入金額 (※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 - ② 給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円
- 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶ ② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶ ③ 区分Ⅰ

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ C) を記載します。

(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除後の金額を記載してください。

判定	収入金額	所得金額
判	☐ 489万円以下	104万円
	☐ 489万円超 655万円以下 (A)	67万円
	☒ 655万円超 900万円以下	
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	62万円
定	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

基礎控除の額 620,000 円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

① 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 山 川 明 子

配偶者の生年月日 58 年 10 月 5 日

配偶者の住所又は居所 配偶者の生計を一にする事実

② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,240,000 円	500,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		500,000 円

③ 判定

62万円以下かつ年齢70歳以上
☐ (昭和32.11以前生)

62万円以下かつ年齢70歳未満
☒ 《老人控除対象配偶者に該当》

62万円超95万円以下
☐ (3)

95万円超133万円以下
☐ (4)

④ 配偶者控除の額 380,000 円

⑤ 配偶者特別控除の額

⑥ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑦ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑧ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑨ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑩ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑪ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑫ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑬ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑭ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑮ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑯ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑰ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑱ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑲ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

⑳ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉑ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉒ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉓ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉔ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉕ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉖ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉗ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉘ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉙ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉚ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉛ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉜ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉝ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉞ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㉟ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊱ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊲ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊳ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊴ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊵ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊶ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊷ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊸ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊹ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊺ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊻ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊼ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊽ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊾ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

㊿ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

- ※ 1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- 2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (① ~ ④) を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分Ⅰの判定結果 (A ~ C) とこの申告書の区分Ⅱの判定結果 (① ~ ④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、裏面の3-1の①をご確認ください。		○ 特定親族の生年月日 (平1612生～平2011生)		○ 特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		○ 非居住者である特定親族の生計を一にする事実		○ 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		○ 特定親族特別控除の額	
1	(フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ 山 川 春 子	特定親族の個人番号 616177818990011	子	平成18年3月3日				1,000,000 円	410,000 円		
2				平成 年 月 日				円	円		
○ 控除額の計算											
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	
控除額		63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	

※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日～平成20年1月1日生)の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が62万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

1	あなた自身が特別障害者 ^(注2) ☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 ☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 ☒ 扶養親族が年齢23歳未満(平1612以後生) (右の★欄のみを記載)	2	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ヤマカワ ジロウ 山 川 二 郎 左記の者の個人番号 333444555666777888 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 左記の者の生年月日 平16・平21年5月17日 左記の者の左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 子 0 円	3	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとおり
---	---	---	---	---	---

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

- ※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。
- ※ 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和8年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※ 特別障害者に該当する人が「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和 8 年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

[illegible]

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	〇〇〇〇 株式会社										(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ
	☐ ☐ 2	給与の支払者の 法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7										山川 太郎	
	税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	〇〇市△△町3-3										あなたの住所 又は居所	〇〇市××町23-7

▶ ① 所轄稅務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

[illegible]

▶ ① 生命保險料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書と契約書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します）。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます）であることが必要です。

※「給付所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要とされます。

▶② 一般の生命保険料

年齢 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族を有する場合で一般の生命保険料（新保険料等）に限りする。）の金額がどのときも、「☆年齢 23 歳未満の扶養親族」欄に、その扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します（この場合、新生命保険料に係る控除額の計算については計算式Ⅱを用い、一般の生命保険料の控除額の上限は 6 万円となります。）」。

なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和 8 年分 生命保険料控除証明書

契約番号（証券記載番号） ○○○○△△△△		保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 ○年○月○日	保険期間 10年	年金支払開始日	
保険金受取人名 山川 明子			保険受取人生年月日 ○年○月○日	
一般	一般の生命保険料（A） 80,000 円	配当金（相当額）（B） 0 円	一般証明額（A－B） 80,000 円	
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C－D）	
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E－F）	

(記載例の控除額の計算)

②欄：80,000 円 $\times$ 1 / 4 + 30,000 円 = 50,000 円（計算式Ⅱ）

③欄：35,000 円× 1 / 2 + 12,500 円 = 30,000 円（計算式Ⅲ）

⑤欄：50,000 円 + 30,000 円 = 80,000 円 → 最高 60,000 円

①欄：控除額は、⑤の金額→60,000円

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

④欄：80,000円×1/4+20,000円=40,000円（計算式Ⅰ）

▶ 4 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

⑥欄：30,000円×1/2+10,000円=25,000円（計算式Ⅰ）

⑦欄：90,000円×1/4+25,000円=47,500円（計算式Ⅲ）

⑧欄：25,000円 + 47,500円 = 72,500円 → 最高 40,000円

⑧欄：控除額は、⑦と⑧のいずれか大きい金額→47,500円

▶ 5 生命保險料控除額

(記載例の控除額の計算)

$$\textcircled{イ} 60,000\text{円} + \textcircled{ロ} 40,000\text{円} + \textcircled{ハ} 47,500\text{円} = 147,500\text{円}$$

→最高 120,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 地震保険料控除額等の記入

1

地震 保 険 料 控 除	保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 類 (目的)	保 険 期	保 約 者 の 氏 名 保 険 等 の 対 象 と な っ た 家 屋 等 に 寄 住 支 払 金 等 を 利 用 し て い る 者 等 の 氏 名	地 震 保 険 料 又 は 旧 長 期 損 害 保 険 料 区 分	あなたが本年中に支払った 地震保険料(⑧)の金額(⑨)は、 旧長期損害保険料(⑩)の金額(⑪)を 超える金額(⑫)を支払ったか 否	給 与 の 支 払 者 の 確 認	
	××火災	地震 (建物)	5年	山川 太郎	⑧ 旧長期	42,000	円	
	▲▲火災	積立 傷害	20年	山川 太郎	⑩ 旧長期	14,800	円	
	④のうち地震保険料の金額の合計額						⑧ 42,000	円
	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						⑩ 14,800	円
④のうち地震保険料の金額の合計額						⑧ 42,000 ⑩ 14,800 ⑪ 12,400 ⑫ 50,000 円		

2

社 会 保 険 料 控 除	社 会 保 険 の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人 の 氏 名	あなたが本年中に支 払った保険料の金額
				円
合 計 (控 除 額)				円

3

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合 計 (控 除 額)		円

1 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します(「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。)

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和8年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定 する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額

42,000円(⑧)の金額、最高50,000円)

+12,400円(⑩)の金額が10,000円を超える

場合は⑩×1/2+5,000円、最高15,000円)

=54,400円→最高50,000円

2 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

3 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

○ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書

(記載例 1) 平成 30 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 8 年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、令和 8 年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書』(以下「控除申告書」)といえます。)の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄 及び ⑥欄 には、2 か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください)。

①欄 は、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、②の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄 の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の㉑の金額を④欄及び⑤欄に記入します(この場合には、証明事項の㉑の金額の左側に「計」が表示されています)。

● ③欄 は、下部の証明事項の㉒・㉓・㉔・㉕の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※⑥欄の③の記入について

控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合や⑥の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑥の割合を書き、異なる場合は⑥欄の③の記入を省略して、⑥欄の③以下の算式により計算した i と ii との金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$\begin{aligned} i &= \frac{(\text{④欄の③の金額}}{(\text{④欄の②の金額}} \times \frac{(\text{③欄の③又は④の割合}}{(\text{⑥欄の②の割合}} = \text{ } \text{円} \\ ii &= \frac{(\text{⑥欄の③の金額}}{(\text{⑥欄の②の金額}} \times \frac{(\text{③欄の③の割合}}{(\text{⑥欄の②の割合}} = \text{ } \text{円} \end{aligned}$$

● ⑧欄 は、下部の証明事項の㉑・③の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑫欄 及び ⑬欄 は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄 には、その年の 1 月 1 日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注) 「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。

※ 令和 8 年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄 の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 8 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印)

(この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたうえで、申告します。

給与の支払者 名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国 税 太 郎
〇〇税務署長	給与の支払者 の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-××	〇〇市△△町×-××-××

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
①	②	③	④	①	②	③	④
借入金額	18,000,000	増改築等に係る借入金額	22,500,000	増改築等の費用の額	18,000,000	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	100
①(下の②)	10,000,000	②(下の③)	12,500,000	①(下の②)	70.00	②(下の③)	80.00
③(下の④)	70.00	④(下の⑤)	80.00	③(下の④)	70.00	④(下の⑤)	80.00
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の合計)	18,000,000	取得対価の額に係る借入金等の年末残高(③と④の合計)	18,000,000	取得対価の額に係る借入金等の年末残高(⑤と⑥の合計)	18,000,000	取得対価の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の合計)	18,000,000
⑤	18,000,000	⑥	18,000,000	⑦	18,000,000	⑧	18,000,000
⑨	18,000,000	⑩	18,000,000	⑪	18,000,000	⑫	18,000,000
⑬	18,000,000	⑭	18,000,000	⑮	18,000,000	⑯	18,000,000
⑰	18,000,000	⑱	18,000,000	⑲	18,000,000	⑳	18,000,000
㉑	18,000,000	㉒	18,000,000	㉓	18,000,000	㉔	18,000,000
㉕	18,000,000	㉖	18,000,000	㉗	18,000,000	㉘	18,000,000
㉙	18,000,000	㉚	18,000,000	㉛	18,000,000	㉜	18,000,000
㉝	18,000,000	㉞	18,000,000	㉟	18,000,000	㊱	18,000,000
㊲	18,000,000	㊳	18,000,000	㊴	18,000,000	㊵	18,000,000
㊶	18,000,000	㊷	18,000,000	㊸	18,000,000	㊹	18,000,000
㊺	18,000,000	㊻	18,000,000	㊼	18,000,000	㊽	18,000,000
㊾	18,000,000	㊿	18,000,000	㏀	18,000,000	㏁	18,000,000
㏂	18,000,000	㏃	18,000,000	㏄	18,000,000	㏅	18,000,000
㏆	18,000,000	㏇	18,000,000	㏈	18,000,000	㏉	18,000,000
㏊	18,000,000	㏋	18,000,000	㏌	18,000,000	㏍	18,000,000
㏎	18,000,000	㏏	18,000,000	㏐	18,000,000	㏑	18,000,000
㏒	18,000,000	㏓	18,000,000	㏔	18,000,000	㏕	18,000,000
㏖	18,000,000	㏗	18,000,000	㏘	18,000,000	㏙	18,000,000
㏚	18,000,000	㏛	18,000,000	㏜	18,000,000	㏝	18,000,000
㏞	18,000,000	㏟	18,000,000	㏠	18,000,000	㏡	18,000,000
㏢	18,000,000	㏣	18,000,000	㏤	18,000,000	㏥	18,000,000
㏦	18,000,000	㏧	18,000,000	㏨	18,000,000	㏩	18,000,000
㏪	18,000,000	㏫	18,000,000	㏬	18,000,000	㏭	18,000,000
㏮	18,000,000	㏯	18,000,000	㏰	18,000,000	㏱	18,000,000
㏲	18,000,000	㏳	18,000,000	㏴	18,000,000	㏵	18,000,000
㏶	18,000,000	㏷	18,000,000	㏸	18,000,000	㏹	18,000,000
㏺	18,000,000	㏻	18,000,000	㏼	18,000,000	㏽	18,000,000
㏾	18,000,000	㏿	18,000,000	㐀	18,000,000	㐁	18,000,000
㐂	18,000,000	㐃	18,000,000	㐄	18,000,000	㐅	18,000,000
㐆	18,000,000	㐇	18,000,000	㐈	18,000,000	㐉	18,000,000
㐊	18,000,000	㐋	18,000,000	㐌	18,000,000	㐍	18,000,000
㐎	18,000,000	㐏	18,000,000	㐐	18,000,000	㐑	18,000,000
㐒	18,000,000	㐓	18,000,000	㐔	18,000,000	㐕	18,000,000
㐖	18,000,000	㐗	18,000,000	㐘	18,000,000	㐙	18,000,000
㐚	18,000,000	㐛	18,000,000	㐜	18,000,000	㐝	18,000,000
㐞	18,000,000	㐟	18,000,000	㐠	18,000,000	㐡	18,000,000
㐢	18,000,000	㐣	18,000,000	㐤	18,000,000	㐥	18,000,000
㐦	18,000,000	㐧	18,000,000	㐨	18,000,000	㐩	18,000,000
㐪	18,000,000	㐫	18,000,000	㐬	18,000,000	㐭	18,000,000
㐮	18,000,000	㐯	18,000,000	㐰	18,000,000	㐱	18,000,000
㐲	18,000,000	㐳	18,000,000	㐴	18,000,000	㐵	18,000,000
㐷	18,000,000	㐸	18,000,000	㐹	18,000,000	㐺	18,000,000
㐻	18,000,000	㐼	18,000,000	㐽	18,000,000	㐾	18,000,000
㐿	18,000,000	㑀	18,000,000	㑁	18,000,000	㑂	18,000,000
㑃	18,000,000	㑄	18,000,000	㑅	18,000,000	㑆	18,000,000
㑇	18,000,000	㑈	18,000,000	㑉	18,000,000	㑊	18,000,000
㑋	18,000,000	㑌	18,000,000	㑍	18,000,000	㑎	18,000,000
㑏	18,000,000	㑐	18,000,000	㑑	18,000,000	㑒	18,000,000
㑓	18,000,000	㑔	18,000,000	㑕	18,000,000	㑖	18,000,000
㑗	18,000,000	㑘	18,000,000	㑙	18,000,000	㑚	18,000,000
㑛	18,000,000	㑜	18,000,000	㑝	18,000,000	㑞	18,000,000
㑟	18,000,000	㑠	18,000,000	㑡	18,000,000	㑢	18,000,000
㑣	18,000,000	㑤	18,000,000	㑥	18,000,000	㑦	18,000,000
㑧	18,000,000	㑨	18,000,000	㑩	18,000,000	㑪	18,000,000
㑫	18,000,000	㑬	18,000,000	㑭	18,000,000	㑮	18,000,000
㑯	18,000,000	㑰	18,000,000	㑱	18,000,000	㑲	18,000,000
㑳	18,000,000	㑴	18,000,000	㑵	18,000,000	㑶	18,000,000
㑷	18,000,000	㑸	18,000,000	㑹	18,000,000	㑺	18,000,000
㑻	18,000,000	㑼	18,000,000	㑽	18,000,000	㑾	18,000,000
㑿	18,000,000	㒀	18,000,000	㒁	18,000,000	㒂	18,000,000
㒃	18,000,000	㒄	18,000,000	㒅	18,000,000	㒆	18,000,000
㒇	18,000,000	㒈	18,000,000	㒉	18,000,000	㒊	18,000,000
㒋	18,000,000	㒌	18,000,000	㒍	18,000,000	㒎	18,000,000
㒏	18,000,000	㒐	18,000,000	㒑	18,000,000	㒒	18,000,000
㒓	18,000,000	㒔	18,000,000	㒕	18,000,000	㒖	18,000,000
㒗	18,000,000	㒘	18,000,000	㒙	18,000,000	㒚	18,000,000
㒛	18,000,000	㒜	18,000,000	㒝	18,000,000	㒞	18,000,000
㒟	18,000,000	㒠	18,000,000	㒡	18,000,000	㒢	18,000,000
㒣	18,000,000	㒤	18,000,000	㒥	18,000,000	㒦	18,000,000
㒧	18,000,000	㒨	18,000,000	㒩	18,000,000	㒪	18,000,000
㒫	18,000,000	㒬	18,000,000	㒭	18,000,000	㒮	18,000,000
㒯	18,000,000	㒰	18,000,000	㒱	18,000,000	㒲	18,000,000
㒳	18,000,000	㒴	18,000,000	㒵	18,000,000	㒶	18,000,000
㒷	18,000,000	㒸	18,000,000	㒹	18,000,000	㒺	18,000,000
㒻	18,000,000	㒼	18,000,000	㒽	18,000,000	㒾	18,000,000
㒿	18,000,000	㓀	18,000,000	㓁	18,000,000	㓂	18,000,000
㓃	18,000,000	㓄	18,000,000	㓅	18,000,000	㓆	18,000,000
㓇	18,000,000	㓈	18,000,000	㓉	18,000,000	㓊	18,000,000
㓋	18,000,000	㓌	18,000,000	㓍	18,000,000	㓎	18,000,000
㓏	18,000,000	㓐	18,000,000	㓑	18,000,000	㓒	18,000,000
㓓	18,000,000	㓔	18,000,000	㓕	18,000,000	㓖	18,000,000
㓗	18,000,000	㓘	18,000,000	㓙	18,000,000	㓚	18,000,000
㓛	18,000,000	㓜	18,000,000	㓝	18,000,000	㓞	18,000,000
㓟	18,000,000	㓠	18,000,000	㓡	18,000,000	㓢	18,000,000
㓣	18,000,000	㓤	18,000,000	㓥	18,000,000	㓦	18,000,000
㓧	18,000,000	㓨	18,000,000	㓩	18,000,000	㓪	18,000,000
㓫	18,000,000	㓬	18,000,000	㓭	18,000,000	㓮	18,000,000
㓯	18,000,000	㓰	18,000,000	㓱	18,000,000	㓲	18,000,000
㓳	18,000,000	㓴	18,000,000	㓵	18,000,000	㓶	18,000,000
㓷	18,000,000	㓸	18,000,000	㓹	18,000,000	㓺	18,000,000
㓻	18,000,000	㓼	18,000,000	㓽	18,000,000	㓾	18,000,000
㓿	18,000,000	㔀	18,000,000	㔁	18,000,000	㔂	18,000,000
㔃	18,000,000	㔄	18,000,000	㔅	18,000,000	㔆	18,000,000
㔇	18,000,000	㔈	18,000,000	㔉	18,000,000	㔊	18,000,000
㔋	18,000,000	㔌	18,000,000	㔍	18,000,000	㔎	18,000,000
㔏	18,000,000	㔐	18,000,000	㔑	18,000,000	㔒	18,000,000
㔓	18,000,000	㔔	18,000,000	㔕	18,000,000	㔖	18,000,000
㔗	18,000,000	㔘	18,000,000	㔙	18,000,000	㔚	18,000,000
㔛	18,000,000	㔜	18,000,000	㔝	18,000,000	㔞	18,000,000
㔟	18,000,000	㔠	18,000,000	㔡	18,000,000	㔢	18,000,000
㔣	18,000,000	㔤	18,000,000	㔥			

(記載例2) 令和3年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和8年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

（この記載例は、令和8年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 8 年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の 名称（氏名） ○○ 税務署長	○○株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所 又は居所 ○○市△△町×××××	世帯主の氏名及びあなたとの関係（※） 国税 太郎
給与の支払者の 法人番号 ……			
給与の支払者の 所在地（住所） ○○区○○×××××			

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金の計算			増改築等に係る 借入金等の計算（注1）
	㊦ 住宅のみ	㊧ 土地等のみ	㊨ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 （内、連帯債務による借入金を除く）	円	円	39,500,000 (39,500,000)	円 ← 39,500,000
住宅借入金等の年末残高 （①のうち単独債務の額＋ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」）	(%)	(%)	(50.00 %)	円 (%)
②と③の少ない方	円	円	19,750,000 (19,750,000)	円
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	円	円	円 (⑥+⑦+⑧) の 19,750,000 (19,750,000)	円
③ × 「居住用割合」	(100.0 %)	(100.0 %)	円 (100.0 %) (注2)	円 (%)
住宅借入金等の年末残高等 （④の欄の合計額）	(最高 4,000万円) 円 19,750,000	年間所得の見積額 (3,000万円を超える場合は 実際の所得がより正確です。(注3))	円 8,800,000	※特例特別控除に該当する場合は、 1,000万円を超え場合は控除の 適用がありません。
特定増改築等の費用の額 （注3）	(最高 万円) 円	(備考)	円	重複適用（の特例） ニの説明を参考に
特定増改築等の費用の額に係る 住宅借入金等の年末残高等 （⑤と⑥の少ない方）（注3）	(最高 万円) 円	(注1) 増改築に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、⑤欄で計算し、 (注2) ⑤欄内の借入金割合については、百万円の単位未満の部分は四捨五入して算出。 新築と⑤欄内の借入金割合が異なる場合は、平均的な割合をお求めください。 (注3) 特定増改築等の費用は、大規模修繕費に限らず、大規模な修繕費を含みます。	円	
（特定増改築等） 住宅借入金等特別控除額	(100万円未満の範囲内で) 円 (最高 400,000円) 円	重複適用（の特例）を受ける場合の （特定増改築等） 住宅借入金等特別控除額 (記入した額については、同様の総額をお求めください。)	(100万円未満の範囲内で) 円 (最高 万円) 円	円
(⑤ × 1 %)	197,500		円	円

○この申告書及び証明書は、令和8年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整
 ○なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することできます。

重複適用(の特例)を受ける方は、
二の説明を参考に記入します。

令和 8 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

☐☐☐-☐☐☐☐

左記の方が、令和3年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×-××-×

国税 太郎 様

令和 4 年 〇 月 〇 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

（証明事項）（令和3年中居住者用）

① 居住開始年月日 (特別特定)	家 屋 に 関 す る 事 項				土 地 等 に 関 す る 事 項			
	④ 取得対価の額 円	⑤ 居住用割合 %	⑥ 連帯債務割合 %	⑦ 取得対価等の額 円	⑧ 居住用割合 %	⑨ 連帯債務割合 %		
令和3年〇月〇日	11,000,000	100.0	50.00	12,500,000	100.0	50.00		

増 改 築 等 に 関 す る 事 項			
⑩ 増改築等の費用の額 円	⑪ 特定増改築等の費用の額 円	⑫ 居住用割合 %	⑬ 連帯債務割合 %

⑭ 特例期間(11年目～13年目)(※)
における控除限度額
(※) 令和13年分～令和15年分
66,600円

(参考) 適用初年分の控除額 200,000 円

※各年分の控除額(控除)の計算結果、この金額を上回ることはありません。
※各年分の控除額にはありませんのでご注意ください。

証明事項の各欄は、令和3年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所	〇〇市△△町×-××-×	
	氏 名	国 税 太 郎	
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳		1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 39,500,000 円	
	当初金額	令和3年7月17日 40,500,000 円	
償還期間又は賦払期間		令和3年7月から の 25年 月間 令和28年6月まで	
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額		円	
(摘要)			
連帯債務者		国 税 春 子	

『控除申告書』の
①欄に転記します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の『住宅借入金等の内訳』欄の区分に応じて記入します（③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。）。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の「か」の欄に記入します。

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次に①欄計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$$

ロ 「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」又は「B欄の④の居住用割合とC欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合をC欄の④のかっこ内に記入します。

なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第4位を切り上げて記入します（下の算式により計算した場合は「備考」欄の書き方も参照してください。）

(算式)

$$\text{イ} \quad \frac{(\text{㊸の金額又は㊹の金額})}{(\text{㊸の金額又は㊹の金額} + \text{㊺の金額})} \times (\text{㊶又は㊼の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

ii $\frac{(\text{㊦の金額})}{(\text{㊥の金額又は㊧の金額}+\text{㊦の金額})} \times (\text{㊤の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用（の特例）を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑧欄の住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用（の特例）を受ける場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

二 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ©欄の④のなかの記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例) 令和7年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和8年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和8年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。
なお、調書方式の場合で令和9年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を基に年末残高を記載してください。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
給与の支払者の法人番号	12345678901234567890		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-××
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-××		〇〇 税務署長	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	① ①のうち③に係るもの 円	② 円	③ 39,500,000 円	④ 2 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 50,000 円	⑧ 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 19,750,000 円	⑫ 円
③ × 「居住用割合」	⑬ 100.0 % 円	⑭ 100.0 % 円	⑮ 100.0 % (注2) 円	⑯ 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑰ 最高 3,000 万円 円	⑱ 年間所得の見積額 (2,000 万円を超える場合に取得の価額がより高くなる) 円	⑲ 8,800,000 円	⑳ 円
住宅借入金等特別控除額(⑤ × 0.7 %)	㉑ 最高 210,000 円	㉒ 重複適用を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、円計の整数部を記入してください) 円	㉓ 最高 円	㉔ 100 円
(備考)	138,200			

(備考) 調書方式の場合は、原則、控除見込額が記載されるため、計算の参考にしてください。
なお、繰上返済などにより、㉑、㉒又は㉓欄に記載された年末残高と実際の住宅借入金等の年末残高が異なることとなった場合には、実際の年末残高により計算する必要があります。

(注1) ㉑の区分に該当する住宅借入金等と単独債務と、㉒又は㉓の区分に該当する住宅借入金等の年末残高とに異なる場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注2) ㉑の区分の居住用割合と㉒の区分の居住用割合と、㉓の区分の居住用割合と異なる場合には、同様の記載をお願いします。

令和8年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。		
〇〇市△△町×-××-××		
令和8年 〇月 〇日		
〇〇 税務署長		
〇〇 〇〇		
(証明事項)(令和7年中居住者・認定住宅等用)		
① 居住開始年月日	② 家屋に関する事項	③ 土地等に関する事項
令和7年 〇月 〇日	④ 取得対価の額 11,000,000 円 ⑤ 居住用割合 100.0 % ⑥ 連帯債務割合 50.00 %	⑦ 取得対価の額 12,500,000 円 ⑧ 居住用割合 100.0 % ⑨ 連帯債務割合 50.00 %
⑩ 居住開始年月日	⑪ 増改築等に関する事項	⑫ 住宅の区分
年 月 日	⑬ 増改築等の費用の額 円 ⑭ 居住用割合 % ⑮ 連帯債務割合 %	省エネ基準適合住宅・新築
住宅借入金等の年末残高に関する事項		⑯ 備 考
⑰ 住宅のみ 円	⑱ 土地等のみ 円	⑲ 住宅及び土地等 円
(備考) 調書方式の場合 140,000 円 (金庫等の残高の計算の結果、この金額を上回らなくてはなりません。 ※金庫等の残高は2万円未満の単位で記載してください。)		

証明事項の各欄は、令和7年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-××
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 39,500,000 円
	当初金額	令和7年7月19日 40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和7年7月からの25年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等によした費用の額	円	
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子	

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から年末残高等証明書の交付を受けている方は、その全てに基づいて、年末残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑨の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の括弧内に記入します。
住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

ロ 「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、C欄の④の括弧内の記入を省略して、下の算式により計算した i の金額と ii の金額の合計額をC欄の④に記入します。
(算式)

$$\begin{aligned} \text{i ①欄の③の金額 (円)} &\times \frac{\text{B 欄の④の金額 (円)}}{\text{B 欄の④の金額 (円)} + \text{C 欄の④の金額 (円)}} \times \text{C 欄の④の割合 (\%)} = \text{円} \\ \text{ii ①欄の③の金額 (円)} &\times \frac{\text{A 欄の④の金額 (円)}}{\text{A 欄の④の金額 (円)} + \text{B 欄の④の金額 (円)}} \times \text{A 欄の④の割合 (\%)} = \text{円} \end{aligned}$$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑥欄又は⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ニ 「控除申告書」の「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
2 C欄の④の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
3 調書方式の場合は、「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」などと、調書方式に対応する金融機関等からの借入れである旨を記載してください。

(注) 調書方式の場合の令和8年分の証明書兼申告書には、借換えがあるなど一定の場合を除き、原則、金融機関等から提出された年末残高等調書を基に年末残高金額が記載されています。年末残高金額が記載されていない場合には、返済計画表等を基に年末残高を確認してください。
なお、金融機関等から2以上の年末残高等調書の提出がある場合や住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける場合は、控除対象となる年末残高金額が証明書兼申告書に記載されているか内容を確認の上、必要に応じて返済計画表等を基に控除額の計算を行ってください。

○ 令和9年分 給与所得者の扶養控除等申告書

※ 令和8年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われていますので、記載漏れがないようご注意ください。

令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書									
1	所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 税務署長 市区町村長	〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年1月1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年1月1日	扶養を受ける者の氏名 本人
2	源泉控除対象配偶者	山川 明子	2121313444555666777	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年10月5日	所得の見積額 600,000円	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合は記載してください) (注1) 扶養親族(注2) 異動月日及び事由
3	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 一郎	子	山川 春子	子	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
4	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 二弟	子	山川 隆雄	父	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
5	障害者、遺族、ひとり親又は勤労学生	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
6	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
7	住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円

1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 税務署長 市区町村長	〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年1月1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年1月1日	扶養を受ける者の氏名 本人
2	源泉控除対象配偶者	山川 明子	2121313444555666777	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年10月5日	所得の見積額 600,000円	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合は記載してください) (注1) 扶養親族(注2) 異動月日及び事由
3	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 一郎	子	山川 春子	子	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
4	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 二弟	子	山川 隆雄	父	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
5	障害者、遺族、ひとり親又は勤労学生	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
6	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
7	住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

1	源泉控除対象配偶者	山川 明子	2121313444555666777	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 平成58年10月5日	所得の見積額 600,000円	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実	住所又は居所 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合は記載してください) (注1) 扶養親族(注2) 異動月日及び事由
2	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 一郎	子	山川 春子	子	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
3	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 二弟	子	山川 隆雄	父	〇円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
4	源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以降出生)	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
5	障害者、遺族、ひとり親又は勤労学生	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
6	他の所得者が控除を受ける扶養親族等	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円
7	住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)	山川 隆雄	父	山川 隆雄	子	300,000円	〇円	〇〇市××町23-7	〇円

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和9年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限り、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和9年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。
①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成24年1月1日以前に生まれた人)
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成10年1月2日から平成24年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和33年1月1日以前に生まれた人)
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和33年1月2日から平成10年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。
②あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち、年齢19歳以上23歳未満(平成17年1月2日～平成21年1月1日生)で令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下の人

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要があります。

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 33.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和33年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 17.1.2 生～平 21.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成17年1月2日～平成21年1月1日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人の令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」
- ②その人の令和9年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,740,000円		1,000,000円
1,690,000円		950,000円
1,360,000円		620,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,220,000円	620,000円
	2,050,000円	950,000円
65歳以上	1,720,000円	620,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の入

		①	②	③	④			
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	C	☒ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族（注2）	
			一般の障害者				☒ 1人	
			特別障害者				(人)	
			同居特別障害者				(人)	
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。						

[illegible]

- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Tax による送信、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和8年中に} \\ \text{支払った} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \end{array} \right) \times \left\{ 10 \text{ 万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

作成コーナー

